

4 勤務時間その他の勤務条件の状況

1. 勤務時間等（令和6年4月1日現在）

1週間の勤務時間	38時間45分
1日の勤務時間	7時間45分
勤務時間の開始時刻	午前9時
勤務時間の終了時刻	午後5時30分
休憩時間	正午から午後零時45分まで
週休日	日曜日及び土曜日

※ 公務の運営上の事情により、上記勤務時間等によることができない職員については、別に定めた勤務時間等により勤務します。

2. 年次休暇の使用状況（令和5年度）

付与日数	平均使用日数
20日（最大で、繰越し20日を含めて40日）	12.94日

3. 休暇の導入状況（令和6年4月1日現在）

項 目		付 与 日 数 等
年 次 休 暇		1年度につき20日（20日を限度に翌年度に繰越し可）
特 別 休 暇	選挙権その他公民権を行使する場合	必要と認められる期間
	証人・参考人等として裁判所、官公署へ出頭する場合	その都度必要な期間
	骨髄液・末梢血幹細胞を提供する場合	必要と認められる期間
	ボランティア活動を行う場合	1年度に5日以内
	女性職員が分べんする場合	産前8週間、産後8週間 多胎分べんの場合、産前14週間、産後10週間
	配偶者が出産する場合	2日以内
	配偶者が出産する場合で、当該出産に係る子、又は小学校就学初期に達するまでの子を養育する場合	産前6週間、産後1年間（多胎分べんの場合、産前14週間、産後1年間）の間で5日以内
	生後1年2月に達しない子を育てる場合	1日1回、又は1日2回通算して、1時間30分以内
	小学校就学の始期に達するまでの子の看護を行う場合	1年度に5日以内（小学校就学の始期に達するまでの子が2人いる場合は、10日以内）
	要介護者の介護等を行う場合	1年度に5日以内（2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある親族が2人いる場合は、10日以内）
	女性職員のうち生理日の勤務が著しく困難な場合	2日以内
	結婚する場合	7日以内
	喪に服する場合	1日から7日以内（続柄により付与日数は異なる。）
	一親等の親族又は配偶者の祭日	その当日1日
	女性職員が妊娠のため医師の診断を受ける場合	妊娠満23週まで 4週間に1回 その当日1日 妊娠満24週から 2週間に1回 その当日1日
	職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1年度に5日（体外受精又は顕微授精に係るものである場合は10日）以内
	妊娠障害のため勤務が著しく困難である場合	1週間以内で必要と認める期間
	妊娠中に交通機関の混雑等により支障を来す場合	1日2回勤務時間の始め及び終わり各30分以内又は1日1回勤務時間の始め若しくは終わり1時間以内
	夏季における心身の健康の維持及び増進等による場合	6月から10月までの期間内で、職員の勤務状況に応じ、5日以内
	災害又は交通機関の事故等により出勤が困難な場合	必要と認められる期間

	災害により勤務しないことが相当であると認められる場合	7日以内
	リフレッシュ休暇	勤続10年 3日以内で必要と認める期間 勤続20年 4日以内で必要と認める期間 勤続30年 5日以内で必要と認める期間
病 気 休 暇		90日を超えない範囲でその療養に必要と認める期間
介 護 休 暇		職員が要介護者に介護を行う場合に、3回を超えず通算して6か月の期間内の必要と認められる期間で、1日若しくは半日又は1時間単位
介 護 時 間		職員が要介護者の介護を行う場合に、連続する3年の期間内で必要と認められる時間で30分単位

※ 1年度とは、4月から翌年3月までの12か月間をいいます。

4. 育児休業等の利用状況（令和5年度）

種 別	制 度 の 内 容	取得者数（人）
育児休業	3歳に満たない子を養育するために休業をすることができる制度	69（28）
部分休業	小学校就学の始期に達するまでの子を養育しつつ勤務する場合において、1日の勤務時間のうち2時間を限度として勤務しないことができる制度	30（18）

※ （ ）内は、前年度から引き続き取得している人数の内数